

専門職大学院認証評価 改善報告書検討結果

教育機関名称	産業技術大学院大学 産業技術研究科
教育機関名称(英語)	Advanced Institute of Industrial Technology, School of Industrial Technology
専攻名称	創造技術専攻
専攻名称(英語)	Master Program of Innovation for Design and Engineering
学位名称	創造技術修士(専門職)
報告日	令和2年6月

専門職大学院認証評価 改善報告書に対する所見

評価の記述	S(優良)	認証評価基準に照らして、当該項目における専攻の取り組みが、特に評価に値する。
	A(適合)	当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準を満たしている。
	C(懸念)	当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準を満たしているが、改善が望まれる。したがって、当該項目が認証評価基準への完全な適合を継続するためには、何らかの対処が望まれる。
	W(弱点)	当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準をほぼ満たしているが、その適合の度合いが弱く、改善を必要とする。したがって、適合の度合いを強化する何らかの対処が必要となる。
	D(欠陥)	当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準および対応する法令を満たしていない。したがって、当該専攻は、認証評価基準に適合していない。
	-(該当なし)	当該項目で定められた条件に該当しないため、評価の対象としない。
改善された点・ 問題点・コメント	<p>★改善された点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国等からの留学生や幅広い年齢層の学生への入学時の個別面談及びその後の個別履修指導による継続的な取組が学生と向き合っていることが確認でき、専攻の使命・目的について懸念された事項は改善されている。 ・FD関係の各委員会等により、成績評価等についての総合的な取組の改善が進められていることが確認できた。また、ベストプレゼン賞の新設などの新たな取り組みも見られ、改善されている。 ・実務家教員の世代交代や専攻の中核となり牽引する教員育成の検討に関して、年齢構成のバランス化が達成されており、専攻による採用計画の効果が見てとれ、改善が認められる。 ・FD活動およびSD活動について、FDフォーラムの改善やカリキュラム委員会設置等の新たな取り組みを含め、教職員の協働が見える形で取り組んでおり、懸念された事項は改善されている。 <p>★問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキル・コンピテンシ-という本専攻の根幹ともいえるべき概念・用語に関しての分かりやすい説明や学生・教員への周知及びシラバスへの反映について、一部で改善が見られるものの、まだ記述内容にばらつきがある等不十分で、一層の改善が望まれる。 ・多くの外国人、新卒、社会人等の多様な入学者受入れの具体的選抜方法について、どのような方針で公平な選抜を行うのか明確でない。専門職大学院の設置目的に照らして全体としての選考の目指す方向、それに対応した各コースの分担、重み、全体のバランスを考えた入学学生の選抜方針(AP)を、外部の人々(応募学生を含む社会の人々)にわかるように明示されることが望まれる。 	

専門職大学院認証評価 改善報告書に対する所見

<p>改善された点・ 問題点・コメント</p>	<p>★コメント 前回の評価後、積極的な改善に努められ大きな成果を上げており、いくつかの項目においてより高い評価を得られている。引き続きPDCAサイクルを回し、一層の改善に努められることを望みたい。 学生の多様性のみならず、教員の方々も多様な分野(工学、情報、美術、経営等々)から集まっておられ、ほおっておけば、バラバラな分野の集合体となるところを、産技大創造技術専攻の理念の下まとまって、高度専門職教育を展開されていることは敬服に値する。今後も、学長の強いリーダーシップが必要で、いくつかの分野の並列の教育にならないようリードしていただけることを期待したい。 なお、本専攻が公立(都立)であることを考えると、大人数の留学生の受け入れには、やはり原理・原則が必要で、本大学院学則の目的及び使命に基づき、この点を明確にしておくことが望まれる。</p>
-----------------------------	--

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
1	基準1:専攻の使命・目的および学習・教育目標の設定と公開	C	C	基準1(1)~1(4)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	基準1(1)~1(4)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
1(1)	専攻の使命・目的は、学術理論及びその応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う専門職大学院として、社会の要請を踏まえて明確に学則等に定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。	C	C	人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的を学則等に定め、大学Webサイトで学生・教員だけでなく社会にも公開されている。 ただ、追加資料1-2等を見ると、PBL型授業等においては、「中国等からの留学生が多く、そのやり取りに気を遣う」、「幅広い年齢層の人がいる為、レベル調整に苦労する」などの指摘があり、多くの外国人、新卒、社会人等を抱えた状態での使命・目的の達成がどのようにされるのか、継続的な取組みが望まれる。	中国等からの留学生、幅広い年齢層の人がいる為のレベル調整の苦労などの指摘に対して、入学時の個別面談、継続的な個別履修指導など継続的な取り組みを学生と向き合っている点については、4年分の学生との面談記録として残されており、努力されていることは確認できた。 しかし、資料1-1「産業技術大学院大学学則」の第1章第1条の「目的及び使命」に明記されているように、「……人材を育成し、もって都民の生活と文化の向上及び発展に寄与することを使命とする」という点から、留学生の割合についてははっきりとした原則を示すべきではないか。私立ではなく公立の大学院大学の場合は、無原則的な留学生の受け入れは適切ではないかもしれない。現に、留学生に対する授業料免除、奨学金も出ているようであるが、その選考基準、日本人とのバランスなど、他の学生との公平感を維持するために、その基準の公開、開示が望まれる。次回評価時には、是非、学則の使命、目的を達成するために、前述した原理・原則を用意いただけることを期待したい。
1(2)	修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。	A		修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)が定められ、大学Webサイトで学生・教員だけでなく社会にも公開されている。	
1(3)	専攻の使命・目的に沿って高度な専門職業人を育成するために、学生が課程修了時に保有しているべき知識・能力を、社会の要請を反映させつつ、学習・教育目標として明確に設定しており、学生および教員に周知していること。その知識・能力には、下記の(i)~(vi)が含まれていること。 (i) 当該専攻が対象とする技術分野に関する高度の専門的知識及びこれを実務に応用できる能力 (ii) 当該専攻が対象とする技術分野において、複合的な問題を分析し、課題を設定・解決できる卓越した能力 (iii) 当該専攻が対象とする技術分野に関する基礎的素養 (iv) 継続的に学習できる能力 (v) 当該専攻が対象とする技術分野に関する実務を行うために必要なコミュニケーション能力、協働力、マネージメント力などの社会・人間関係スキル (vi) 職業倫理を理解し、倫理規範を守りつつ職務を果たす能力と態度 また、当該専攻がその特色として、(i)~(vi)以外の知識、能力を修得・涵養させているときには、これを明示していること。	C	C	学生が課程修了時に保有しているべき知識・能力を、ものづくりアーキテクトに必要とされる知識・スキルとして、学習・教育目標として設定し、大学HPや大学案内で学生および教員に周知している。 しかし、学習・教育目標の特色の中核である『スキル』と『コンピテンシー(業務遂行能力)』との差異については、明確に説明されておらず、学生・教員および社会にとっては分かり難い。シラバス上でもこの差異を明確に示しているものは少なく、「スキル」や「コンピテンシー」の差異や個々の具体的な能力についての学生・教員への周知と理解が十分でない懸念があり、シラバスの改善が望まれる。さらに、社会にもこの差異について周知されていないことへの懸念があり改善が望まれる。 また、急激に増えている外国人留学生が4割に達している状況下で、専攻の使命・目的、それが社会の要請を踏まえて定められているかどうかの検討を進めることが望まれる。	・スキルとコンピテンシーとの関連は、改善報告のp.8の図1とその下のコンピテンシーの表で説明されていて理解できた。ただ、資料編 p.30のWeb ページの図には、スキルとコンピテンシーの記述がなく、公開という観点では不十分との懸念がある。スキルとコンピテンシーを分けて組み立てている意図を、もう少し言葉で説明されることが望まれる。資料1-16によれば、スキルは基礎、専門科目群から得て、コンピテンシーは演習を中心にスキルを展開するとされているが、ならば、日本語を用いて、スッキリと整理するほうが、学生・社会にはわかりやすいと考えられるため、改善が望まれる。 資料1-14では、メタコンピテンシーとスキルレベルの関連を説明しているが、教員用の内部資料としては良いが、学生や社会向けには複雑すぎてわかりにくい。逆に、資料1-12でシラバスの中のコアコンピテンシーの説明とされているが、こちらは言葉足らずでわかりづらい。これらの説明の改善がのぞまれる。 ・急激に増えている外国人留学生が4割に達している状況は、その後、この割合が低下しているとして、改善報告書には、特段の追加の考察はされていない。 資料1-1「産業技術大学院大学学則」の第1章第1条の「目的及び使命」に明記されているように、「……人材を育成し、もって都民の生活と文化の向上及び発展に寄与することを使命とする」という点から、留学生の割合についてははっきりとした原則を示すことが望まれる。私立ではなく公立の大学院大学の場合は、無原則的な受け入れは適切ではないのではという懸念がある。現に、留学生に対する授業料免除、奨学金も出ているようであるが、その選考基準、日本人とのバランスなどもその基準の公開、開示が、公平感を維持するために、望まれる。 ・次回評価時には、学則の使命、目的を達成するために、これらの原理・原則を用意されることが強く望まれる。

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
1(4)	研究科及び専攻(以下「研究科等」という)の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。	A		ものづくりアーキテクトの育成を目指す専攻として、適切な名称(創造技術専攻)を冠して、研究科及び専攻名称は適切である。また、当該研究科等の教育研究上の目的に適っている。	
2	基準 2 : 学生受け入れ方法	C	C		
2(1)	学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生を入学(編入学・転入学を含む)させるため、入学者の受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に設定しており、学内外に公開していること。それを選抜の方法等に反映させて、公正、適切に実施していること。	C	C	入学者の受け入れの方針(アドミッション・ポリシー、AP)を設定し、入試要項にそれを反映し、公開している。入試選抜も公正、適切に実施している。ただ、APを反映した具体的選抜方法では、8つのカテゴリーの入学試験を用意しているが、各々をどのような重みで扱うかの方針を明示することが望まれる。特に、短期に留学生比率が急速に増加していることが、教育の目標、教育体制にひずみを生じていないか懸念がある。また、多くの外国人、新卒、社会人等の多様な学生をどう受け入れていくのかについての、はっきりとした方針を示すことが望まれる。	<p>・依然として、どのような方針で公平な選抜を行うのか今一つ明確ではない。「多様な入試を複数回設け、仕事や学校の都合に合わせた時期に自分をもっともアピールできる方法で挑戦することができます」(資料2-2)としているが、その結果、7種類の入試が用意されており、これを見た人はバラバラの入試のイメージしか描けない。(資料2-7)では7つが並列に説明されている。これを(資料2-2)のようにまとめるおすと以下となる。</p> <p>基本的な入試として、①一般入試(小論文、(デッサン)、面接・口頭試問)、②社会人特別入試(プレゼンテーション)、③自己推薦入試(プレゼンテーション)、特定の出願(推薦など) ④高専専攻科推薦(面接・口頭試問)、⑤企業推薦入試(面接・口頭試問)、⑥AII単位バンク登録生入試(面接・口頭試問)、⑦キャリア再開支援入試(プレゼンテーション)</p> <p>しかしながら、受験生側から見ると、小論文、面接・口頭試問、プレゼンテーション、推薦と入り乱れていて、全体として公平な入学試験(選抜試験)が行われているのかを理解することは困難である。(当然のことながら、個々の入試、個々の専攻での選抜は公平に行われていると推察されるが、全体の話としてのまとまりはない)さらに、バラバラの時期に入試が行われ、「募集人員は年間で定められ、入試ごとの募集定員はありません」(資料2-2)となっているので、受験生は、「一体、私はどの確率で合格できるのか全く分からない」状態になる。そのうえで、留学生がこれに入ってくるわけで混乱してしまうという懸念がある。</p> <p>また、今のままでは、各入試が、バラバラに存在し、バラバラの採点尺度で(小論文、面接・口頭試問、プレゼンテーションなど)合否を決定していて不公平であるように見える懸念がある。</p> <p>・専門職大学院の設置目的について再度検討され、全体としての選考の目指す方向、それに対応した、各コースの分担、重み、全体のバランスを考えた入学学生の選抜方針(AD)を、外部の人々(応募学生を含む社会の人々)にわかるように明示されることが望まれる。</p>
3	基準 3 : 教育方法	A	A	基準3(1)～3(11)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	基準3(1)～3(11)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
3(1)	教育課程の編成および実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。また、カリキュラム・ポリシーの策定にあたっては、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に意を用いていること。	A		教育課程の編成および実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー、CP)が定められ、学生・教員だけでなく大学Webサイトを通じて社会にも公開されている。CPの策定にあたっては、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
3(2)	学生に学習・教育目標を達成させるために、カリキュラムを体系的に設計しており、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。	A		学生に、学習・教育目標を達成させるために、カリキュラムを6つのモデルコースを含み、教育系を体系的に設計しており、シラバス、ガイダンス、大学院案内等を通じて、当該専攻に係わる学生および教員に開示している。	
3(3)	カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、講義、討論、演習、PBL、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用し、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。	A		1年次に講義演習、2年次にPBLと実践教育を効果的に配置したカリキュラムで、実践教育を効果的に実現できることに腐心したカリキュラムである。	
3(4)	カリキュラムの設計に基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。 また、シラバスでは、科目ごとに、カリキュラム中での位置づけを明らかにしており、その教育の内容・方法、履修要件、この科目の履修により達成できる学習・教育目標、および成績の評価方法・評価基準を明示し、それに従って教育および成績評価を実施していること。 なお、成績評価にあたっては、各学生その科目の最終的な合否・水準判定だけでなく、シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価にも努めていること。	W	C	<ul style="list-style-type: none"> 一部の科目の成績評価に関する資料が確認できなかった。資料のなかった科目はいずれも非常勤講師担当の科目であった。この不具合を正し、授業資料をきちんと保存し、常勤・非常勤を含めた授業管理の必要がある。 カリキュラムに対応したシラバスは、様々な工夫がされ良く用意できている。しかし、シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価としての、『スキル』と『コンピテンシー(業務遂行能力)』との差異や個別の具体的な能力)、については、シラバス上での記載に精粗が見られる。そのため、『スキル』と『コンピテンシー』の差異や個々の具体的な能力について』の学生・教員への開示、さらには成績評価基準の明示や達成度評価が十分でない懸念がある。シラバスでの『スキル』と『コンピテンシー』との差異や個別の具体的な能力』の記述の統一等、シラバスの改善が必要である。 さらに、以下の点についての改善が望まれる。 いくつかの科目で評価基準が水準判定による評価のみで、目的に対応した達成度評価が不十分であり、改善が望まれる。 デザイン実務者を育成するデザイナー教育ではなく、デザイン教育を標榜しているながら、いくつかの科目が実務者教育の内容になっており、教育目標との差異がみられる。この点の改善が望まれる。 成績評価に対する教育組織としての取り組みが不十分であり、改善が望まれる。 履修者に社会人、新卒、外国人が混在していて、各グループに応じた教育の目標と達成度評価をどのようにするか、教育される学生の学生像を明確にする必要があり、改善が望まれる。 「シラバスに従った教育の実施」の点検については、自己点検書では「教員による授業参観」を挙げているが、「全授業の録画を教員が見ることが任意に可能」という任意の活動では、教員相互による授業参観が「シラバス通りの授業を実施しているか」のチェック活動にはなり得ない。「教員相互による授業評価」についての改善が望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料3-8により、前回の成績評価に関する不具合は改善されたことを確認した。 「各科目の達成度評価については、シラバスにおいて改善と見直しを繰り返している」とのことであり、是非続けていただきたい。 資料(資料3-9、3-10)では平成29、30年度のシラバス例があげられているだけで、「デザイナー教育とデザイン教育は重なることがある」との説明である。このままでは当事者の独りよがりの説明になってしまう懸念があり、学生にもわかりやすい説明にする等の改善が望まれる。 成績評価が各教員レベルの判断のみに依存しているのかも問われており、現在のところ、教務学生委員会が成績分布を作成、教授会での確認とされているが、さらなるエビデンスの整備とともに公平な評価が行われているかのフィードバックの確認も望まれる。 「学生は多種多様で各グループごとではなく、個別に指導している、授業中のディスカッション等で指導している」としているが、やはり、新卒者、高専生、留学生、場合によっては社会人に共通した固有の事情を、例えば補習授業で補うとあって、カバーすることが望まれる。個別のシラバスの例として資料1-12があげられ、到達目標、評価手順が示されよくわかるが、逆に、資料1-13のPBL(Project Based Learning)の場合は、細かいことが多すぎて採点基準、目標など詳細に記述されている、一瞥して全体像が理解できない。挙げられている各教員ごとの授業計画は分かるが、全体がオムニバスになっていて、各人が選択するにしても、全体像がどうなっているのかの説明が望まれる。個別のパラパラのテーマが教員ごとに羅列されており、教員用の内部資料と教育される学生用の資料は作り分け、学生側に明確な資料を提供することが望まれる。 前回の評価時に、「教員の授業参観」について「教員同士の相互評価」には当たらないと指摘したが、今回は、学生による授業評価アンケートでシラバス通りの授業が行われているかを確認しているとしている。しかしながら、直接の「教員相互の評価」についての改善が望まれる。例えば、シラバス確認担当の教員を決め、直接授業には出ないにしても、担当教員からの状況確認を行い(シラバス通りにできたか、改良点はどこかの聞き取りを行う等)点検する等が望まれる。また、学生が教員を直接監視するという形をとらない(意見として聞くのは良いが、学生が唯一の評価者にならないように留意することが望まれる。
3(5)	学習・教育目標に対する学生自身による達成度の継続的な点検や、授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できる仕組みの構築、学生および教員への仕組みの開示、およびその仕組みに従った活動の実施に努めていること。	A		学習・教育目標に対する学生自身による達成度の継続的な点検や、授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できる仕組みとしての「学生による授業評価アンケート」制度等の構築、学生および教員へのその仕組みのガイダンスや学生ポータルサイトでの開示、およびその仕組みに従った活動であるアクションプランの提示等による実施に努めている。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
3(6)	授業を行なう学生数は、授業の内容、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適切な人数となっていること。	A		授業を行なう学生数は、授業の内容、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、ほとんどの講義の履修者が10～30名(PBL型科目は3～6名)と教育効果を十分にあげられる適切な人数となっている。	
3(7)	各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限を設定していること。	A		各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる上限として22単位を設定している。	
3(8)	一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とするとともに、各授業科目の授業は、原則として10週または15週にわたる期間を単位としたものとなっていること。 夜間授業および集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合に行っていること。	A		一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とし、各授業科目の授業は、4クォータ制/年で、週2回の8週/科目で30時間で2単位としたものとなっていること。また、社会人学生向けに平日の夜間および土曜日の昼間に実施している。	
3(9)	多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、その教育効果が十分期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。	A		秋葉原サテライトでの遠隔授業を行っている。実地調査において、対象である授業科目名及び「その教育効果が十分期待できる専攻分野および授業科目をその対象としているかどうか」について確認した。対象とする授業は限定的であり、リアルタイムの質問等も可能な環境を使用しており、基準の要件を満たしている。	
3(10)	通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。	—		該当なし。	
3(11)	国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分確保されていること。 また、実習等の計画・指導・成績評価等に関し、実習先との連携体制が適切なものとなっていること。	A		インターンシップ科目を開講している。インターン連携先の確保や実習の計画・指導・成績評価(実習先と評価文書を求める等)に関し、連携体制が適切である。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
4	基準4：教育組織	C	A	基準4(1)～4(16)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	基準4(1)～4(16)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
4(1)	教育研究に係わる責任の所在が明確になり、組織的な教育が行われるように、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされ、教員の適切な役割分担および連携体制が確保されていること。	A		1研究科2専攻の体制下で、専任教員は授業の担当の他に専攻会議への参加が義務づけられ、また、各種運営委員会の委員を務めており、教員の適切な役割分担および連携体制が確保されている。	
4(2)	カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と、事務職員等からなる教育支援体制が存在していること。	A		常勤13、非常勤11の教員を配置し、専任教員1名あたり学生数7と、専門職大学院の特徴ある教育遂行に十分な教員数である。事務組織も十分である。また、専門職大学院の特殊性を考え、事務組織においては、首都大学東京、都との関連(派遣、兼担、事務分掌)を長期的に検討され、一層充実されていく、との聞き取り結果であった。	
4(3)	専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。	A		専任教員は13名で、教員1人あたりの学生数は約7名であり、法令上の基準である「収容定員:100名に対する必要教員数:10名」を満たしている。	
4(4)	専任教員は、一専攻に限り専任教員として取り扱っていること。	A		専任教員は一専攻に限り専任教員として取り扱われている。	
4(5)	法令上必要とされる専任教員数の半数以上の教員は、原則として教授であること。	A		当該専攻の専任教員は13名で、うち半数以上の8名が教授である。	
4(6)	専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えていること。 (i) 当該専攻が対象とする分野について、教育上または研究上の業績を有する者 (ii) 当該専攻が対象とする分野について、高度の技術・技能を有する者 (iii) 当該専攻が対象とする分野について、特に優れた知識および経験を有する者	A		専任教員は、(i) 教育上または研究上の業績を有する者:3名、(ii) 高度の技術・技能を有する者:4名、(iii) 特に優れた知識および経験を有する者:6名で、かつその担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えている。	
4(7)	専任教員のうちおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。実務家教員は、カリキュラムや担当科目の特質を踏まえ、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当していること。	A		専任教員のうち6名(おおむね3割以上)が10年以上の実務経験を有する実務家教員であり、法令上の「5名以上の実務家教員が必要」を満たしている。また、これらの教員は実務経験に則した担当科目をもっている。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
4(8)	主要な授業科目は、原則として専任教員(教授または准教授)が担当していること。	A		主要授業科目は、すべて専任の教授・准教授が担当している。	
4(9)	専攻の教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮していること。	C	A	専任教員の年齢構成は、現在、30代2名、40代1名、50代8名、60代2名である。平成24年では、各4, 6, 3, 3名で、年度の進行とともに、50代から上が膨らんだ形となっている。これは実務家教員の年齢が平均より高くなる傾向のためと思われる。ただ、今後に向けては人事の年代バランスの検討が必要で、実務家教員の世代交代の検討、専攻の中核となりこれを牽引する教員の育成の検討が、将来計画としてなされることが望まれる。	令和元年5月時点で、一定の年齢構成のバランス化が達成されており、専攻による採用計画の効果が見え改善が認められる。今後とも、将来コア人材となりうる若手教員等の採用・育成に期待したい。
4(10)	専任教員が当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合は、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっていること。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であること。	A		本務外業務あるいは他の大学での授業担当より、専任13名のうち4名が本務外の業務に関わっている。1名の兼任が若干多いが、学外の兼任業務は当該大学での担当業務に関連するものであり、おおむね本専攻での教育研究に支障をきたすものではない。	
4(11)	科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加していること。	A		科目等履修生については、60名(1学年定員50名+10名)を授業の最大受入数としている。また科目等履修生の実績数から見ても、設備や指導に支障は生じていない。	
4(12)	2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合、それぞれの校地ごとに必要な教員を備えていること。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授または准教授を少なくとも1名以上置いていること。	—		該当なし。	
4(13)	教員の採用基準や昇格基準、教員の教育に関する貢献の評価方法を定め、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それによって採用・昇格および評価を実施していること。また、評価の結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされていること。	A		教員の採用基準や昇格基準は、規則で定め大学Webサイトで公開し、それに従って実施されている。また、年度評価と任期評価を中心に教員の教育評価が行なわれている。その基準、手順は関係教員に開示されている。また、教員の教育、研究、社会貢献および組織運営の4領域を対象とする評価が実施されている。さらに、評価の結果把握された事項に対して専攻長との面談や、年棒への反映等、適切な取り組みがなされ、これが評価の有効性向上、仕組み全体の改善に寄与している。	
4(14)	カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それによって活動を実施し、有効に機能していること。	C	A	カリキュラムに設定された科目間が連携し教育効果を上げ、改善するための組織としての専攻会議、PBL関連会議等がそれに従って活動している。特に、専攻会議がその中心となり、連携をはかっている。ただし、この専攻会議の存立根拠となる規定がない点は、組織制度上、望ましくない。基準では、「組織があり」となっており、この点の改善が望まれる。	資料4-4により、「カリキュラム委員会」が設置され、定期的に活動が行われており、懸念された事項は改善されている。

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
4(15)	教員の質的向上を図る仕組み(ファカルティ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それによって活動を実施し、有効に機能していること。	C	A	FD委員会のもと、学生による授業評価アンケート、FDフォーラムなどを行なっている。成果は年2回のFDレポートにまとめられ公表されている。ただ、いくつかの点でさらに有効に機能するようにされることが望まれる。例えば、授業参観の実態が薄く、教員の質向上を図る仕組みがよく見えない点。学生の授業評価に対応したアクションプランがよく見えない点。学生アンケートの結果が形式的に処理されていないか懸念がある点。全ての科目について授業録画を実施しており利用されているが、それが効果を上げているか、FDへの有効活用を望みたいという点。などである。	学生評価によりベストプロフェッサー賞を授与する等、指摘事項に対して、新たな取組を含め改善が確認できた。ただし、学生アンケートの結果が形式的に処理されていないかに対しては、今回明確に説明された訳ではなく、今後の努力を期待したい。
4(16)	職員の質的向上を図る仕組み(スタッフ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる職員に開示していること。また、それによって活動を実施し、有効に機能していること。	C	A	職員の質的向上を図る仕組み(SD)として「人材育成計画プログラム」に係る指針を定めており、それに従う職場研修実施計画を、首都大学東京との共同の部分も含めて作成している。しかし、これらの事務職員のみを対象としたSDのみでなく、教職員共同の専門職大学院固有のSD活動も求められる。また、これらSD活動の状況をさらに積極的に教職員に開示されることも望まれる。	教職員の協働など懸念された事項は改善されている。
5	基準5：教育環境	A		基準5(1)～5(8)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	
5(1)	学習・教育目標を達成するために必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室、図書(学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を含む)、情報関連設備等の環境を整備していること。	A		学習・教育目標を達成するために必要な講義室、研究室、自習室、演習室、図書館、夢工房、デザイナーズラボ等の環境を整備している。情報インフラについては3年で更新している。	
5(2)	夜間大学院または昼夜開講制を実施する場合は、研究室、教室、図書館等の施設の利用について、教育研究に支障のないものとなっていること。また、学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)および事務処理体制が適切であること。	A		社会人学生のために、平日夜間および土曜日に授業を開講し、合わせて、事務室、図書館、自習室等の施設の利用は平日夜間および土曜日も可能であり、利用可能時間、サポートスタッフの駐在等、教育研究に支障のない配慮がされ、教育研究に支障のないものとなっている。また、社会人学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)および事務処理体制も適切である。	
5(3)	専任教員に対して研究室を備えていること。	A		専任の教授・准教授には、1人1室、助教には共同で、それぞれ研究室が配置されている。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
5(4)	科目等履修生やその他の学生以外の者を相当教受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当の校地および校舎の面積を増加していること。	A		科目等履修生の受け入れは、教育に支障のない範囲(原則若干名、平成28年度実績:1科目あたり平均履修者数は約2.3名)に制限されている。	
5(5)	2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合は、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設および設備を設けていること。	—		該当なし。	
5(6)	大学院大学(独立大学院)の場合は、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有していること。	A		大学院大学として、収容学生定員(200名)および専任教員(28名)が教育研究活動を行うに十分な、法令で規定する規模の校舎(総面積4600平米、学生1名あたり23平米)教室等の施設を有している。	
5(7)	学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備し、それらを維持・運用するために必要な財源確保への取り組みを行なっていること。	A		学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備・維持・運用するために必要な財源として、一般財源(420百万円、東京都からの運営費交付金、授業料、入学検定料)の外に、科学研究費助成金(15百万円)や外部資金(83百万円)の確保等の取り組みを行なっている。	
5(8)	学生の勉学意欲を増進、支援し、履修に専念できるための教育環境面での支援、助言や、学生の要望にも配慮するシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。また、それらに従って活動を実施し、有効に機能していること。 また、通信教育を行う場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われていること。	A		学生の勉学意欲を増進等の教育環境面での支援、助言や、学生の要望にも配慮するシステムとして、学生の個別指導、奨学金、授業料減免制度、教育訓練給付制度、長期履修制度、科目等履修生制度等がある。その仕組みは大学ポータルサイトを通じて開示し、その活動は機能している。	
6	基準6：学習・教育目標の達成	A		基準6(1)～6(5)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	
6(1)	学生に学習・教育目標を達成させるために、修了認定の基準と方法が適切に定められ、当該専攻にかかわる学生および教員に開示していること。またそれらに従って修了認定を実施していること。	A		学習・教育目標を達成した学生の修了認定の方法は、学則と履修規則に定められ、これに従い、臨時教授会で修了判定を行なっている。これらは、Webサイトに公開されるとともに、学生、教員に履修の手引きとして周知されている。	
6(2)	修了認定に必要な在学期間および修得単位数を、法令上の規定や当該専攻の目的に対して適切に設定していること。	A		修了認定に必要な在学期間(2年)および修得単位数(40単位)を、学則および履修規則に定めている。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
6(3)	在学期間の短縮を行なっている場合、法令上の規定に従って実施していること。また、その場合、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。	A		在学期間の短縮については、学則で定めている。	
6(4)	当該専攻外で修得した単位を修了条件として認定する場合は、教育上有益と認められ、かつ、その認定が当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないものであること。	A		単位互換等で取得した単位については、学則や規則でその扱いについて定めている。また、その認定については、専攻会議等での審議を経て認定され、当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわない。	
6(5)	授与する学位の名称は、分野の特性や教育内容に合致する適切なものであること。	A		授与する学位の名称は、「創造技術修士(専門職)」であり、分野の特性や教育内容に合致する適切なものである。	
7	基準7：教育改善	A		基準7(1)～7(4)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	
7(1)	当該専攻は教育システムが基準1～6を満たしているかを点検・評価する仕組みを有すること。	A		当該専攻は教育システムが基準1～6を満たしているかを、学長以下、教授会、各種委員会、専攻会議により点検・評価する仕組み(教育点検システム)を有している。	
7(2)	点検・評価システムは、社会の要求や学生の要望に配慮する仕組みを含み、また、点検・評価システム自体の機能も点検できるものであること。	A		教育点検システムは、社会の要求や学生の要望に配慮する仕組みを含み、また、教育点検システム自体の機能もPDCAサイクルが実施され、改善が続けられている。また、目安箱メールの運用により学生の日々の意見を聞き取っている。	
7(3)	定期的な点検・評価の結果は刊行物等によって、積極的に学内外に公表していること。	A		運営諮問会議の活動はWebサイトで公開されている。また、FD関連の活動はFDレポートの発行とWebサイトで公開されている。	
7(4)	定期的な点検・評価の結果に基づき、教育システムを継続的に改善する仕組みがあり、有効な活動の実施に努めていること。	A		継続的な改善のために各種委員会等が設置されており、各種委員会での改善項目は、教授会、学長まで共有され、必要な改善につなげられている。	
8	基準8：特色ある教育研究活動	S			
8(1)	特色ある教育研究の進展に努めていること。	S		「長期履修制度」、「PBL型科目」、「AIITブレンディッド・ラーニング」、「認定登録講師」、「AIIT単位バンク制度」、「ディプロマ・サブシメント」「Knowledge Home Port制度」、「マンスリーフォーラム」等は、特色ある教育研究を推進させる特筆すべき制度や取り組みであるといえる。	